

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

- ・高齢者見守り人材向け出前講座のご案内
- ・「福祉用具・新製品展示説明会」を開催します！
- ・【2/15 申込締切】福祉用具サービス業務従事者講習会(特別講習)のご案内
- ・令和5年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・居宅サービス事業所における加算届提出方法の拡充について
- ・令和5年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について
- ・GビズIDの取得にご協力ください
- ・令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(R5 下半期分)のご案内

令和6年2月1日発行 第235号

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無料

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2023年4月1日から2024年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【注意情報】(12月19日東京都消費生活総合センターより発表)

不用品の買取りだけのはずが、貴金属も買い取られてしまった！～訪問購入は高齢者のトラブルが多いので、注意しましょう～

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20231219.html>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

○「福祉用具・新製品展示説明会」を開催します！

お知らせ

(公財)東京都福祉保健財団では、都内区市町村職員や施設職員等を対象に各福祉用具の特徴や操作性などを実際に体験しながら、学んでいただける福祉用具・新製品展示説明会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人東京都福祉保健財団までお申し込みください。

1 日時

令和6年3月7日(木曜日)10時～18時00分

3月8日(金曜日)10時～17時30分

※ご都合の良い時間に、自由にご覧いただけます。

2 場所

公益財団法人東京都福祉保健財団

(東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング19階)

3 入場料

無料

4 参加対象者

都内区市町村職員、地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員、都内介護老人福祉施設・介護老人保健施設職員、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム職員、都内介護サービス利用者・家族等

5 申込方法

当財団ホームページの申込フォームからお申込みください。

<https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/setsumeikai.html>

【お問合せ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

○[2/15 申込締切] 福祉用具サービス業務従事者講習会(特別講習)のご案内

区市町村等の高齢者・障害者の相談窓口で相談・支援を行っている方、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや福祉事務所等に勤務されている方を対象に、福祉用具講習会を実施します。ぜひお申し込みください。

1 日時

令和6年2月29日(木) 9時30分～16時30分

2 会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1
新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

3 テーマ・内容

「福祉用具と住宅改修 ～介護保険制度の考え方～」

介護保険制度の適用、安全性の確保、ユーザーの要望等、相談支援に従事する職員に求められる知識を学ぶことができます。講習会の後半では、福祉用具や次世代介護機器の見学や体験をすることができます。

4 講師

創価大学名誉教授 和田 光一氏

5 定員

30名(先着順)

6 受講料

1名につき1,000円(税込)

7 申込方法

下記 URL から申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX 又はメールにてお送りください。

https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_kushi/ 財団 区市町村 福祉用具講習会 

8 問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

TEL:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531 MAIL:yougumoushikomi@fukushizaidan.jp

○ 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和5年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

東京都訪問看護推進総合事業

<R5年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 ※申請をされる場合は都担当者までご連絡ください。
	(2)-1 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【研修代替職員確保への支援】	最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 ※申請をされる場合は都担当者までご連絡ください。
	(2)-2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 【産休等代替職員確保への支援】	最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着 ※申請をされる場合は都担当者までご連絡ください。
	東京都開設準備経費等支援事業 ★訪問看護ステーションの大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴い、事業所の専用面積の増加かつ看護職員の増員がある場合に限ります。	※開設前6か月に係る経費であり、かつ補助事業期間内に支出された経費が対象です。 ※ホームページをご確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/kaisetujyunbi.html 最終締切: 令和6年2月9日(金) 必着
	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。

「東京都訪問看護教育ステーション事業」

訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催

東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催します。

【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師、理学療法士、事務職等

【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

【参加費】 無料

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申込みください。

第5回(実施者:東京都看護協会立城北看護ステーション)

【日時】令和6年2月10日(土) 午後1時00分から午後2時30分まで

【テーマ】病院と在宅の連携方法～心不全ケアを通じて考える～

【講師】東京都健康長寿医療センター

慢性心不全看護認定看護師

堀川 由加里氏・鉄谷 祥子氏

【会場】光が丘区民センター・ホール5階 集会室1・2(練馬区光が丘2-9-6)

【定員】30名

【申込締切】令和6年2月7日(水)

【申込先】下記申込フォームまたはQRコードからお申込みください。

<https://houmon.tna.or.jp/training/>



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html>

その他の取組

看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

★令和6年3月13日(水)13:30～開催予定

・対象者:都内看多機管理者等
区市町村担当者

・オンラインで開催予定

詳細は東京都ホームページをご覧ください。

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。

訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご利用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216

○居宅サービス事業所における加算届提出方法の拡充について

お知らせ

新たに加算を取得する場合、取得中加算の区分変更をする場合又は取得中の加算を取り下げる場合は適用月前月 15 日(短期入所生活介護事業所については適用月初日)までに届出が必要としているところですが、今般、郵送に加えて電子データの送信による受付も開始しました。

については、今後加算届等を提出する場合、下記により作成・提出をお願いいたします。

1 提出書類・データ

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・添付書類

様式の電子データについては、以下の都のホームページ内の各サービスリンク先に掲載していますので御活用ください。

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/kaigo_lib/)

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 1 既に指定を受けた介護事業者の皆様へ



2 提出方法

(1) 電子データの場合

以下 URL 又は二次元コードよりご提出ください。

※ペーパーレス推進の観点から、積極的にご活用いただけると幸いです。

<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/ef000006b275386cbd1507e31c6bfe2078ceebf8b017c1091673f57cffou/aoz>

(2) 郵送の場合

以下宛先へ郵送してください。

〒163-0718 新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18 階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

電話 03-3344-8517 (直通)

※電子データを送信する場合も期日までの必着となります。アクセスが殺到した場合、電子データの送信に時間を要する恐れがありますので、期限に余裕をもって御提出ください。

※令和 6 年度介護報酬改定に伴う加算等の届出の場合、提出期限等が変則的となる可能性がありますので、御了承ください。

○令和5年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について

お知らせ

令和5年度介護現場におけるハラスメント対策説明会

【配信期間】

令和6年3月29日(金)16:00まで

【開催方式】

YouTubeにて動画配信

【内容】

- 「介護現場における利用者・家族等からのハラスメントへの対策」
- 「介護・福祉等の分野における、利用者からのハラスメントとその対応」
アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将 煥様
- 事例報告「ハラスメントのケース対応から社会資源が作出された事例」
三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市村 朋子 様
- パネルディスカッション「ハラスメント対応ができる事業所の体制」

<パネラー>

特別養護老人ホーム 芦花ホーム 施設長 日 高 聡 様
訪問看護ステーションみけ 管理者 高 橋 操 様
港区立特別養護老人ホーム 白金の森 施設長 成 田 寛一郎 様
三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市 村 朋 子 様

<助言者>

アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将 煥 様

<司会>

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

本説明会の視聴に当たっては、以下のHPより申込みください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

(東京都福祉局 HP)



東京都の実施する介護現場におけるハラスメント対策事業について

東京都では上記の説明会以外にも、管理者等からのオンラインやメールによる法律相談、介護職員からの電話相談や利用者・ご家族様向けリーフレットの作成等を実施しております。

詳細につきましては、以下のHPをご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

(東京都福祉局 HP)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

(東京都社会福祉協議会 HP)



令和5年度 介護現場におけるハラスメント対策説明会

❖動画配信期間❖

令和6年1月25日(木)10:00～3月29日(金)16:00

本説明会では、介護職員の皆様が安心して働き続けられる労働環境の構築及び人材の確保・定着を目指して、介護現場における利用者・家族等からのハラスメントに対し、事業者として取り組むべき対策、先進的な取組を行っている施設の事例等について、ご紹介します。より多くの事業者の方々に視聴いただけるよう、YouTube による配信で実施いたします。ぜひ、この機会に視聴いただき、法人・事業所の体制整備等の参考にしていただければ幸いです。

❖視聴対象❖

- ① 都内介護サービス事業所・施設の管理者、職員
- ② ①を運営する法人の職員
- ③ 都内区市町村職員、地域包括支援センター職員等

❖内容・講師❖

1 「介護現場における利用者・家族等からのハラスメントへの対策」【22分】

介護現場における利用者等からのハラスメント対策の位置づけ、対策の必要性と考え方、施設・事業所が取り組むべきこと、区市町村において期待される役割、東京都の支援事業など

2 「介護・福祉等の分野における、利用者からのハラスメントとその対応」【44分】

東京弁護士会所属 アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 岡 将 煥 様

法的観点からの解説、その対応について(事前・途中・事後)、裁判例の紹介など

3 事例報告「ハラスメントのケース対応から社会資源が作出された事例」【14分】 *令和4年度説明会動画の再配信

三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市村 朋子 様

個別事例を通して見えた地域課題と圏域でのケア専門職交流会、支援者向け専門相談等の取組など

4 パネルディスカッション「ハラスメント対応できる事業所の体制づくり」【112分】

【前半】4名のパネラーからの実践報告(60分)【後半】パネラー、助言者によるパネルディスカッション(52分)

- <パネラー> 特別養護老人ホーム 芦花ホーム 施設長 日 高 聡 様
訪問看護ステーションみけ 管理者 高 橋 操 様
港区立特別養護老人ホーム 白金の森 施設長 成 田 寛一郎 様
三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市 村 朋子 様
- <助言者> 東京弁護士会所属 アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 岡 将 煥 様
- <司 会> 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

❖視聴申込❖

本説明会の詳細やお申込みについては、「東京都介護サービス情報」内の「介護現場におけるハラスメント対策について」をご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

《内容に関する問い合わせ先》

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当 TEL 03-3268-7192
東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 介護事業者担当 TEL 03-5320-4593



○GビズIDの取得にご協力ください

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。今年度から、サービス提供体制確保事業や要介護度等改善促進事業などの補助金の申請受付を電子化するほか、事業所の新規指定申請・更新申請・変更届について、段階的に電子申請とする予定です。

これらの電子申請にあたってはGビズIDの取得が必要になります。下記<ポイント>の記載のとおり、ID取得には申請書類準備とデジタル庁の審査に時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

特に、令和6年度以降に新規指定申請を予定されている事業者の方は、①GビズIDの取得と、②登記情報提供サービスの利用申し込みを完了させたくうえで、申請書を提出するようお願いします。

<ポイント>

・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。

デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。

・GビズIDには、メンバーとプライムがあり、補助金申請等にはプライムの取得が必要です。

・申請には印鑑証明書(原本)が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、補助金等の締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

<その他>

・事業所の新規指定申請を行うためには、添付書類の登記事項証明書を電子データで提出するため、GビズIDの他に、登記情報提供サービスの利用申し込みも必要です。

・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。

一般社団法人民事法務協会のホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



<お問合せ先>

・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問合せ可能です。(下記URL参照)

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会 0570-020-220

【受付時間】8:30～18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。(下記URL参照)

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

○ 令和6年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に関するお知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

本事業は、令和6年度より、以下のとおり制度の拡充を予定しております。

1 助成対象期間についての見直し

現行の「1戸当たりの助成対象期間（最大4年間）」を撤廃します。

ただし、同一の職員が利用できるのは、最大でも10年までとします（現に利用している職員は、令和6年4月1日を始期として扱います。）。

2 助成対象戸数についての見直し

現行の「1事業所当たりの助成対象戸数（最大20戸）」について、

上限戸数に達した場合でも、以下の外国人材については、助成の対象とします。

- 在留資格介護
- 特定技能（介護）
- 技能実習生（介護）
- 留学生
- EPA介護福祉士候補者等

この拡充内容については現時点で予定している内容です。

詳細は、今後、東京都福祉保健財団のホームページ等にてお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

最終的には、令和6年度予算案が東京都議会で可決されることを以て、確定します。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(R5 下半期分)のご案内

お知らせ

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、支援金事業を実施しております。現在、10月～3月分の支援金の申請を受け付けておりますのでご案内いたします。

1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

(3)申請期間

2月16日(金曜日)18時まで

2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金

(1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

- ・介護老人福祉施設(定員29名以下は除く。)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

(3)申請期間

2月19日(月曜日)18時まで

[支援金の詳細については下記の事務局ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。](#)

<https://tokyo.kaigo-nenryouhikoutou.jp>



【編集兼発行】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395